

甲良町保育所入所基準点数表

番号	父・母の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)				基本点数		
	類 型	細 目			父	母	
1	居宅外労働	外勤	週5日以上	1日8時間以上の就労を常態	10	10	
				1日6時間以上の就労を常態	9	9	
			週4日以上	1日6時間以上の就労を常態	8	8	
				週3日以上	1日6時間以上の就労を常態	7	7
			その他	上記以外の勤務様態から保育が必要な場合	6	6	
2	居宅内労働	自営	中心者	週5日以上	1日8時間以上の就労を常態	10	10
					1日6時間以上の就労を常態	9	9
				週4日以上	1日6時間以上の就労を常態	8	8
				週3日以上	1日6時間以上の就労を常態	7	7
			協力者	週5日以上	1日8時間以上の就労を常態	9	9
					1日6時間以上の就労を常態	8	8
				週4日以上	1日6時間以上の就労を常態	7	7
				週3日以上	1日6時間以上の就労を常態	6	6
		内職	週5日以上	1日8時間以上の就労を常態	8	8	
		その他	その他	上記以外の勤務様態から保育が必要な場合	5	5	
3	妊娠・出産	出産(産前2か月から産後6か月間まで)			-	8	
4	疾病・障害	疾病	入院		10	10	
			居宅内	常時病臥、精神性障害、感染症	10	10	
				一般療養	8	8	
				上記以外で保育に支障がある場合	6	6	
		障害	身体障害者等級1級、2級、重度・中度知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級			10	10
			身体障害者等級3級、軽度知的障害者、精神障害者保健福祉手帳2級、3級			8	8
上記以外の級			6	6			
5	介護・看護	同居の家族で病院等付き添いを常態			10～6	10～6	
		在宅療養	同居の家族で重度心身障害者、寝たきりの高齢者等の介護		8	8	
			上記以外の場合		6	6	
6	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧から保育が必要な場合			10	10	
7	求職活動	求職活動中(起業準備も含む。)、就労先未定の者 ※公の証明ありの場合は右記の点数に1点加算			5	5	
8	就学	居宅外労働の基準に準じ、就学日数等により決定			10～6	10～6	

番号	加減算表		
	類 型	細 目	点数
1	ひとり親家庭	母子家庭および父子家庭の場合	13
2	生活保護世帯	生活保護世帯の場合	2
3	子どもが障害を有する場合	子どもが障害を有する場合で、配慮が必要な場合	2
4	育児休業明け	育児休業のため一旦退園し、再度入園	2
5	兄弟姉妹の状況	入所予定児以外の児童1人を保育する親族がいる場合	-2
		入所予定児以外の児童2人を保育する親族がいる場合	-3
6	保育料・給食費滞納	卒園児、在園児の保護者が過去1カ月以上の保育料・給食費の滞納をしている場合	-8

優先順位項目表			
番号	※同じ点数の場合、以下の項目等を勘案し優先度を判断します。		
1	就労日数および就労時間	優先度 高い	優先度 低い
2	児童の保育が支援できる親族等の有無	多	少
		無	有